

原議保存期間10年  
(平成33年12月31日まで)

各都道府県(方面)公安委員会委員長  
　　府 内 各 局 部 課 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁乙官発第5号  
平成23年3月18日  
警 察 庁 次 長

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について（依命通達）

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）の深刻な被害状況を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。別添1参照）に基づき、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号。以下「政令」という。別添2参照）が、3月13日に公布・施行された。

これに伴い、本日、平成23年国家公安委員会告示第6号（以下「告示」という。別添3参照）により、国家公安委員会所管の法令について、本件地震の被害者の行政上の権利利益に係る満了日を延長する措置を講ずることとした。

法、政令及び告示の概要その他運用上留意すべき事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

## 記

### 1 法の概要について

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための措置を講ずること等が特に必要と認められるものを特定非常災害として政令で指定するとともに、当該特定非常災害に対し、被害者の行政上の権利利益であってその存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの（以下「特定権利利益」という。）に係る満了日の延長に関する措置（第3条）、特定非常災害発生日以後に法令に規定される履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものに係る免責に関する措置（第4条）、特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置（第5条）等のうち適用すべ

き措置を政令で指定することなどを定めている。

このうち、特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）は、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、対象地域、対象者及び満了日を告示により指定するものとされている（第3条第2項）。

## 2 政令の概要について

特定非常災害として本件地震による災害を指定する（第1条）とともに、特定権利利益の延長期日を本年8月31日とする（第3条）ことなどを定めている。

## 3 告示の概要について

### （1）対象地域（第1条）

満了日延長措置の対象地域は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域を参考に、岩手県及び宮城県の全域並びに青森県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の一部地域とした。（帰宅困難者対策のために同法が適用された東京都は除いた。）

### （2）対象者（第2条）

満了日延長措置の対象者は、その住所が（1）の地域内に在る者又は法人であって、各法令の条項ごとに規定されているものとした。

### （3）延長後の満了日（第3条）

満了日延長措置による延長後の満了日は、本年8月31日とした。

## 4 その他運用上留意すべき事項

### （1）法第3条第3項関係

告示により指定された延長の措置のほか、都道府県公安委員会を含む行政庁等は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、期日を指定してその満了日を延長することができるとされている（法第3条第3項）ことから、同項の適用の適否については、個別の申出ごとに判断すること。

### （2）法第4条関係

免責期限（政令第4条において本年6月30日とされている。）が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとされている（法第4条第2項）ことから、同項の該当性については、個別の事案ごとに判断すること。

○特定非常災害の被害者の権利  
利益の保全等を図るための特  
別措置に関する法律

益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第二百十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

平成八年六月十四日  
法律第八十五号

卷之六

（特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置

に  
関  
する  
法律  
を  
こ  
こ  
に  
公  
布  
す  
る  
特  
定  
非  
常  
災  
害  
の  
被  
害  
者  
の  
権  
利  
利  
益  
の  
保  
全  
等  
を  
図  
る  
た  
め  
の  
特  
別  
措  
置  
に  
關  
する  
法律

2 前項の政令においては、次条以下に定め  
非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち、当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

第一  
条

第一条 この法律は、特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利

## 第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは官内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、官内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延长期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
- 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延长期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
- 4 延长期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延长期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

- 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある

る場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るもの）を含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の

前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかつたことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができるなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置）

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなつた法人に對しては、第二条第一項又は第一項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に對して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に對して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなつたとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があつたときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることが

できない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者

の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平一〇法四〇・一部改正)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一・追加)

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

本号で公布された  
法令のあります

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年三月二十一日

内閣総理大臣 菅 直人

## 政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)  
(内閣府本府)  
平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。  
当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。  
行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)  
及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第一九号)  
の決定の特例に関する措置

3 この政令は、公布の日から施行することとした。  
た。

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

## (特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害に係る特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十三年三月十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

## ○国家公安委員会告示第六号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十三年政令第十九号)により指定された東北地方太平洋沖地震による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第一項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置について次のとおり指定する。

平成二十三年三月十八日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

## (対象地域)

第一条 特定権利利益に係る満了日を延長する措置(以下「満了日延長措置」という。)の対象となる地域は、青森県の市町村のうち八戸市及び上北郡おひらせ町、岩手県の全ての市町村、宮城県の全ての市町村、福島県の市町村のうち福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、国見町及び川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、耶麻郡磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町及び湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白河郡棚倉町及び矢祭町、石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町、田村郡三春町及び小野町、双葉郡広野町、猪苗町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯館村、茨城県の市町村のうち水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、千葉県の市町村のうち旭市、香取市、山武市及び山武郡十九里町、新潟県の市町村のうち十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町並びに長野県下水内郡栄村とする。

## (対象者)

第二条 満了日延長措置の対象者は、その住所(警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第五条第四項及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地)が前条に規定する地域内に在る者は法人であつて、次の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、それぞれ下欄に定めるものとする。

## 対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項

第五条の二第一項第一号 同号の講習修了証明書の交付を受けてい

る者 同号の許可を受けて所持しようとする種類の獣銃を所持している者

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号

同号の教習修了証明書の交付を受けてい

る者 同号の合格証明書の交付を受けてい

る者 同号の許可の更新を受けることができなかつた者

同号の許可の更新を受けることができなかつた者

同号の講習修了証明書の交付を受けてい

る者 同号の講習修了証明書の交付を受けてい

## 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項

同法第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可(同法第七条の三第二項の規定により更新された許可を除く。)を受けた者

銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項

銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号

銃砲刀剣類所持等取締法第九条の五第二項

銃砲刀剣類所持等取締法第五十一条の八第六項

道路交通法第八十七条第六項

道路交通法第九十条第一項

道路交通法第九十二条の二第二項

道路交通法第九十二条の二第三項

道路交通法第九十六条の二

道路交通法第九十六条の二第二項

道路交通法第九十七条の二第二項第一号

道路交通法第九十七条の二第二項第二号

道路交通法第九十七条の二第二項第三号

道路交通法第九十七条の二第二項第三号

道路交通法第九十七条の二第二項第四号

道路交通法第一百条の二第一項第一号

道路交通法第一百条の二第一項第二号

道路交通法第一百条の二第一項第二号

道路交通法第一百条の四第一項

道路交通法第一百一条の四第一項

同号の大型自動二輪車免許を受けている者

同号の普通自動二輪車免許を受けている者

第三章 橋子田延長篇

第三条 満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十三年八月三十一日とする。